

【別表】

	作業項目	作業内容
1	表土除去	表土除去（客土、転圧による原状回復または敷地内処理の際の残土による原状回復を含む。）
2	天地返し	表土の天地返し（客土、転圧による原状回復を含む。）
3	被 覆	汚染されていない土等による被覆

平成28年度 住宅等放射線量低減化 支援金制度のお知らせ

東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故で放出された放射性物質により汚染された個人住宅における除染のうち、庭等における表土除去、天地返しおよび汚染されていない土等による被覆を行う場合、その作業に掛かる費用の一部について、平成28年度も引き続き町が支援金を交付します。

▼対象者

次の①・②のいずれかに該当する方

①住宅敷地において除染作業等を実施する居住者（申請時点において町内に住民登録がある方）

②住宅敷地において除染作業等を実施する自主避難者（平成23年3月11日時点で町内に住民登録があったが、申請時点においては町外に住民登録があり、かつ実績報告の時点において町内に住民登録がある方）

▼対象事業

次の①・②の要件をすべて満たす事業

①住宅敷地の空間放射線量率の平均が、地上高1メートルの測定で毎時0.23マイクロシーベルト以上の場合。

②次のア、イの作業について「那須町住宅等放射線量低減化業務取扱業者登録制度」により登録された事業者（※1）に作業を

委託して実施する場合。

※1 町公式HPまたは窓口で公表しています。

ア 除染作業（表土除去・天地返し・被覆）

※別表のとおり

イ 処理作業（発生した除去土壌の敷地内処理）

▼支援額

除染費用額の10分の8（限度額20万円）ただし、18歳以下の子どもがいる世帯は10分の10（限度額20万円）

※除染費用によっては自己負担が発生する場合があります。

▼受付 4月13日(火)から（土日・祝日を除く）

▼受付場所 環境課放射能対策係

▼その他
○作業実施前に申請してください。（作業実施後の申請は受付できませんのでご注意ください）

○申請は住宅敷地1回限りです。

▼問合せ 環境課放射能対策係 ☎6940



平成28年度

那須町太陽光発電システム 設置費補助金のお知らせ

地球温暖化対策の一環として、住宅用太陽光発電システムを設置する方に対し、その設置費の一部を予算の範囲内で補助します。

ただし、既に工事中・設置された方は補助対象外になります。

▼受付 4月5日(火)から（土日・祝日を除く）
午前8時30分～午後5時15分

※電話での受け付けはできません。

▼受付場所 環境課

▼補助対象太陽光発電システム
（次の要件をすべて満たすもの）

○住宅等に設置する太陽光エネルギーを電気に変換するシステムであるもの。

○低圧配電線（50kVA以下）と逆流方式（消費電力よりも自家発電電力の方が多い場合、余剰電力を電力会社に売電することができるシステム）で連系し、かつ、太陽電池の最大出力の合計値が10kw未満の太陽光発電システムであるもの。

○未使用品であること（中古品は補助対象外）。

▼補助対象者（次の要件をすべて満たす方）

○自ら居住する住宅または居住しようとする住宅（延べ床面積の

2分の1以上を居住の用に供するものに限る。）に太陽光発電システムを設置する方

○電力会社と太陽光発電システムの電力供給契約を締結し、申請年度中に電力供給を開始する方

○実績報告時に、太陽光発電システムによる電気の供給を受ける住宅に住民基本台帳法により記録されている方（工事が完了した日から30日以内または当該年度の2月末日のいずれか早い方の日までに実績報告書を提出してください。）

○世帯全員が、現住所等において当該年度および前年度に課税された税等（住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税（料）等）に滞納がないこと。

※補助は、1住宅につき1回、かつ、1申請者あたり1回限りです。

▼申込方法 交付申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付のうえ提出してください。代理人が申請する場合は委任状と印鑑証明書を添付してください。

▼補助金の額 1kwあたり3万円（限度額10万円）

▼問合せ 環境課環境保全係 ☎6916